

## 同居家族に変更があった場合の手続きについて

県営住宅は民間住宅と異なり、同居者の転出、死亡、出生等は市役所への届出とは別に愛知県住宅供給公社へ手続きが必要となります。

ご不明な点がございましたら管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

### 1 必要書類

〈必ず必要な書類〉

同居者異動届	記入例を参考に作成してください。
--------	------------------

〈状況によって必要な書類〉

出生の場合	・ 出生者を含めた世帯全員の続柄の記載ある住民票
転出・死亡の場合	・ 引き続き入居する世帯全員の続柄の記載ある住民票 ・ 転出者（死亡者）の住民票の除票又は転居先の住民票
離婚した場合	・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票 ・ 転出者の住民票の除票又は転居先の住民票 ・ 離婚の事実を確認できる戸籍謄本

※有効な住民票等の公的書類は発行から3カ月以内のものに限ります。

### 2 届出・申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。



同居者異動届

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事殿  
愛知県住宅供給公社理事長殿

県営住宅の名称及び番号 〇〇 住宅 〇 街区 〇 棟 〇 号  
氏 名 **愛知 太郎**  
電話(自宅・勤務先) ( 090 ) 1234 - 5678

次のとおり、同居者に異動がありました。

異 動 前				異 動 後			
氏 名	続 き 柄	年 齢		氏 名	続 き 柄	年 齢	
愛知 太郎	本 人	50 歳		愛知 太郎	本 人	50 歳	
愛知 花子	妻	48		愛知 花子	妻	48	
愛知 二郎	子	25					
愛知 三郎	子	20		愛知 三郎	子	20	
異動の原因	出 生			転 出	死 亡		

(添付書類)

異動があった者に係る異動の住民票の写し

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う普通県営住宅に係る届出にあつては、この様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない普通県営住宅に係る届出にあつてはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

## 住宅管理事務所・支所の連絡先等

### 名古屋尾張住宅管理事務所 052-973-1791

〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（愛知県住宅供給公社ビル5階）

《所管する区域》 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町

### 名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 0567-24-7330

〒496-8531 津島市西柳原町1-14（愛知県海部総合庁舎5階）

《所管する区域》 津島市、愛西市

### 名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所 0586-28-5411

〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所1階）

《所管する区域》 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町

### 名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所 0569-23-2716

〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21（セントラルビル5階）

《所管する区域》 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、武豊町

### 三河住宅管理事務所 0564-23-1863

〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎5階）

《所管する区域》 岡崎市、西尾市、幸田町

### 三河住宅管理事務所 知立支所 0566-84-5677

〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124（愛知県知立建設事務所南館1階）

《所管する区域》 碧南市、刈谷市、安城市、高浜市

### 三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 0565-34-2001

〒471-0027 豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター）

《所管する区域》 豊田市、みよし市

### 三河住宅管理事務所 東三河支所 0532-53-5616

〒440-0801 豊橋市今橋町6（愛知県東三河建設事務所1階）

《所管する区域》 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村